栃木県山村振興基本方針

平成 27 年 10 月

栃 木 県

目 次

																														真	Ī
I		地域の	概汎	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	振興	山村	トの	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	自然	的条	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	人口	の動	向向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	4	産業	構造	等	社	:会	的	及	び	経	済	的	条	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
Π		現状と	課題	₫•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	1	山村	振興	対	策	0	実	施	状	況	と	評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	山村	振興	(O)	今	後	0)	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
Ш		振興の	基本	方	針	及	び	振	興	施	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	1	振興	の基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	2	分野	別の	振	興	施	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(1)	交通	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(2)	情報	通	[信	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
		(3)	産業	基	盤	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
		(4)	経営	近	代	化	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		(5)	地域	資	源	(D)	活	用	に	係	る	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	10
		(6)	文教	放施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
		(7)	社会	÷ ,	生	活	環	境	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
		(8)	高虧	者	福	祉	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
		(9)	集落	整	備	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
		(10)	国土	:保	:全	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
		(11)	交流	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•			•	•		•	•	•		•				•	•	13
		(12)	森材	ζ,	農	用	地	等	0)	保	全	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•	•	•		•		•	•	13
		(13)	担い	手	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項			•	•			•	•		•					•	14
		(14)	鳥獣	は被	害	防	止	施	策	に	関	す	る	基	本	的	事	項	•			•	•		•					•	15
		(15)	その	他	施	策	•					•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•					•	•	15
IV		他の地	域振	興	等	に	関	す	る	計	画	`	施	策	等	لح	0)	関	連	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		15

山村振興基本方針書

都道府県名	栃木県			
作成年度	平成 27 年度			

I 地域の概況

1 振興山村地域の概要

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町数は、県内 25 市町 (平成 27 年 10 月 1 日現在) のうち 11 市町 (25 地域) となっている。

面積は、県全体の73%を占めるが、人口の占める割合は4%である。

本県の振興山村の概要

	区 分	県全体 (A)	振興山村地域 (B)	比率 (B/A)
市	町村数	25	11	44%
面	積	6, 408. 09k m²	4, 659. 44k m²	73%
人	П	2,007,683 人	80,604 人	4%
	若年者(15~29歳)人口	300, 476 人	10,040 人	
	(比率)	(15.0%)	(12.5%)	_
	高齢者(65歳以上)人口	438, 196 人	25,642 人	
	(比率)	(21.8%)	(31.8%)	_

出典: 平成 26 年度全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)及び平成 22 年国勢調査

本県の振興山村の指定状況

現市町名	【旧市町村名】指定地域名								
(11 市町)	(25 地域)								
栃木市	【西方町】真名子村								
佐野市	【田沼町】野上村、飛駒村、【葛生町】氷室村								
鹿沼市	【鹿沼市】加蘇村、西大芦村、板荷村、【粟野町】粟野町、粕尾村、永野村								
日光市	日光市、足尾町、栗山村、藤原町								
大田原市	【黒羽町】須賀川村、両郷村								
矢板市	泉村								
那須塩原市	【黒磯市】高林村、【塩原町】塩原町								
茂木町	逆川村								
塩谷町	玉生村								
那須町	伊王野村、芦野町								
那珂川町	【馬頭町】大内村、大山田村								

2 自然的条件

(1) 地理、地勢

- ・本県は、首都東京から北に 60~160 kmの関東地方北部に位置するとともに、東西 約84 km、南北約98 kmの楕円形を成し、比較的平坦な地形で関東地方最大の面積 を有している。
- ・県の東部は、標高300メートルから1,000メートルのなだらかな山々からなる八 溝山地。北部から西部は、那須連山、日光連山、帝釈(たいしゃく)山地、足尾 山地が連なる山岳地帯で、特に日光連山は、白根山、男体山、女峰山など標高2,000 メートルを超える火山が連なります。北部、中央部から南部にかけては、那珂川、 鬼怒川、渡良瀬川流域の平野が広がっている。

(2) 気候

- ・本県の気候は太平洋岸気候区(夏季多雨多湿、冬季少雨乾燥)で、北部から北西 部の山地には雪の降る日本海岸気候区の特徴もある。
- ・年間の平均気温は平地で 12 $\mathbb{C} \sim 14$ \mathbb{C} と温暖だが、標高の高い北部山地では 7 $\mathbb{C} \sim 9$ \mathbb{C} と低くなる。また、冬は放射冷却により朝の最低気温が下がり、12 月、1 月の平地での最高気温と最低気温の差は 10 $\mathbb{C} \sim 14$ \mathbb{C} と大きくなる。
- ・降水量は北部山地で多くなり、6月から7月の梅雨期より、台風や雷雨の影響を 受ける8月から9月の方が多くなる。
- ・夏は激しい雷雨が多いことが特徴で、冬は男体おろし、那須おろし、赤城おろし などと呼ばれる北西からの強い季節風が吹き、平地では乾燥した冬晴れの日が多 くなる。

3 人口の動向

- 振興山村地域の人口(H22)は、80,604人と県全体の4.0%を占めているが、 昭和40年と比較して5.5%減少している。
- ・振興山村地域における3区分別人口の推移をみると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などに伴い昭和40年以降減少しており、平成22年では9.9%となっている。また、65歳以上の高齢者数の割合は昭和40年以降年々増加し、平成22年には31.8%となっており、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。

年齢階層別人口の動向

(単位:千人、%)

年	区 分		総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
		人口	145	43	91	11
C 40/T	振興山村地域	構成比	(100.0)	(30.0)	(62. 7)	(7.3)
S 40年	全 県	人口	1, 522	429	987	105
		構成比	(100.0)	(28. 2)	(64.9)	(6.9)
		人口	108	21	71	16
5.60年	振興田刊 地域	辰興山村地域 構成比 (100.0) (1	(19.5)	(65. 9)	(14.6)	
S60年	全 県	人口	1,866	426	1, 244	196
	上 宗	構成比	(100.0)	(22.8)	(66. 7)	(10.5)
	15 個 1 ++ 14 14	人口	94	12	58	24
1110/5	振興山村地域	構成比	(100.0)	(12.8)	(61.7)	(25.6)
H12年	A 18	人口	2,004	307	1, 353	344
	全 県	構成比	(100.0)	(15. 3)	(67. 5)	(17. 1)
		人口	80	7	46	25
1199年	振興山村地域	構成比	(100.0)	(9.9)	(58. 1)	(31. 8)
H22年	入 旧	人口	2, 007	269	1, 281	438
	全 県	構成比	(100.0)	(13.4)	(63. 8)	(21.8)

出典:山村カード及び国勢調査

4 産業構造等社会的及び経済的条件等

(1)産業構造の動向

振興山村市町における第1次産業の就業者割合は17%と県平均の約3倍と高いが、県内振興山村市町を含む県全体で第1次産業の就業者数が大幅に減少している。 一方、第2次及び第3次産業の就業者数についてはそれぞれで増加傾向にある。

産業別就業者数の動向 (単位:千人、%)

年	区別		総数	1次産業	2次産業	3次産業	
		人口	68. 4	26. 7	17. 4	24. 3	
S 40年	振興山村市町	構成比	(100.0)	(39. 0)	(25. 5)	(35. 5)	
	<u>Д</u> [[]	人口	742	269	214	259	
	全県	構成比	(100.0)	(36. 3)	(28.8)	(34. 9)	
	振興山村市町	人口	58. 6	11.3	19.6	27.7	
S60年	1灰栗山竹川町	構成比	(100.0)	(19. 3)	(33. 5)	(47. 2)	
	全県	人口	938	127	366	444	
	上	構成比	(100.0)	(13. 5)	(39. 1)	(47. 4)	
	指脚儿孙士叶	人口	52.8	6. 2	16. 7	29. 9	
H12年	振興山村市町	構成比	(100.0)	(11. 9)	(31.6)	(56. 5)	
	全県	人口	1,031	75	373	583	
	全県	構成比	(100.0)	(7. 3)	(36. 2)	(56. 5)	
	振興山村市町	人口	51. 1	8. 4	15.0	30. 1	
H22年	1灰柴山竹川町	構成比	(100.0)	(17. 0)	(29. 5)	(59.0)	
	<u></u>	人口	977	54	300	582	
	全県	構成比	(100.0)	(5. 6)	(30. 7)	(59. 6)	

出典:山村カート 及び国勢調査

※振興山村市町の人口の数値は、振興山村地域を有する市町全体の数値の合計

(2) 土地利用の状況

平成22年における山村の土地利用の状況は、総土地面積25万8千haであり、耕地7.4千ha (2.9%) のうち、田4.6千ha (1.8%)、畑2.7千ha (1.1%) となっており、林野が21万9千ha (85.2%) である。

土地利用の状況

(単位: ha)

区分	総土地面積	5	経営	耕地面積		耕地率	廿 昭五律	林野率	
	松上地山作	H	畑	果樹他	合計	粉地 空	219, 857	(作野) 学	
振興山村	十 258, 082	4,618	2,771	103	7, 492	2.9%	219, 857	85.2%	
県	+ 640,828	88, 010	16, 973	1,880	106, 863	16. 7%	341, 500	53.3%	

出典:2010年世界農林業センサス

(3) 交通・通信の状況

振興山村市町においても市町村道の改良は進んできているが、依然として振興山村地域以外との改良の格差が認められる。

道路整備の現況

(単位:km)

	国道	(県管理	分)		県道		市町村道			
区 分		改良済	舗装済		改良済	舗装済		改良済	舗装済	
	実延長	上段:延長	上段:延長	実延長	上段:延長	上段:延長	実延長	上段:延長	上段:延長	
		下段:改良率	下段:舗装率		下段:改良率	下段:舗装率		下段:改良率	下段:舗装率	
振興山村	446. 2	437.7	443. 2	1, 678. 9	1, 390. 2	1, 574. 4	9, 886. 6	6, 057. 9	7, 502. 9	
市町 計	_	98. 1%	99. 3%		82.8%	93.8%	_	61.3%	75. 9%	
県 計	679. 4	671.0	676. 4	2, 809. 3	2, 424. 3	2, 701. 4	21, 370. 5	14, 600. 3	17, 864. 7	
宗 訂	_	98.8%	99.6%		86.3%	96. 2%	_	68.3%	83.6%	

出典:道路現況調査(平成26年4月1日)

※振興山村市町の数値は、振興山村地域を有する市町全体の数値

(4) 財政の状況

財政力指数(過去3ヶ年平均)の状況をみると、振興山村を有する市町の平均は、0.634と県平均の0.709と比べると低く、財政力は脆弱な状況にある。

平成26年度財政力指数

	平 成2	6年 度 (単年度		過去2年間の	単年度指数	平成24~26年
市町村名	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数	平成25年度	平成24年度	度財政力指数
	(単位:千円) A	(単位:千円) B	B/A C	D	Е	(C+D+E)/3 F
1 栃 木 🕆	22, 554, 909	16, 692, 326	0.740	0. 725	0.716	0.727
2 佐 野 市	19, 320, 989	13, 813, 957	0.715	0.727	0.715	0.719
3 鹿 沼 市	16, 502, 006	11, 951, 470	0. 724	0. 723	0. 687	0.711
4日 光 市	17, 489, 469	11, 275, 793	0.645	0. 639	0.643	0.642
5大田原市	13, 959, 681	9, 105, 920	0. 652	0.642	0.654	0.649
6 矢 板 🕴	5, 811, 580	3, 965, 162	0. 682	0. 689	0. 685	0.685
7那須塩原市	19, 185, 805	15, 954, 091	0.832	0.832	0. 795	0.820
8 茂 木 町	3, 692, 582	1, 519, 427	0.411	0.405	0.405	0.407
9 塩 谷 町	2, 968, 774	1, 355, 617	0. 457	0. 437	0. 438	0.444
10 那 須 町	5, 449, 962	4, 240, 983	0.778	0. 768	0. 766	0.771
11 那 珂 川 町	4, 667, 201	1, 857, 834	0.398	0.401	0.408	0.402
振興山村を含む市町村割	131, 602, 958	91, 732, 580	0. 639	0.635	0.628	0.634
県 計	318, 895, 576	251, 507, 159	0.716	0.710	0.700	0. 709
【出典】平成27年	年度版栃木県市町村要	覧				

Ⅱ 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と成果

本県においては、昭和40年に制定された山村振興法に基づき、昭和40年度から平成26年度までの6期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、県土保全等の振興対策が実施されてきた。

この期間に、振興山村に指定されたすべての地域において山村振興計画を樹立し、地域 住民の日常生活の基盤である道路網の整備、水道の普及、ごみ、し尿収集処理等の促進に より、生活環境は着実に向上した。

また、地域住民の交流の場に不可欠な公民館等集会施設や山村開発センター・基幹集落 センター等大型多目的施設の設置が図られ、これらを利用した各種講習会や行事等の活動 によりコミュニティづくりが促進された。

さらに基幹的産業である農林業の経営基盤の整備については、農業分野において農道・ ほ場整備や機械化等による生産性の向上など経営の近代化が図られた。林業分野において は、林業経営の強化を図るため、林道・作業道の整備や森林施業の機械化による低コスト 化や特用林産物の生産振興、県産材の需要拡大を図ってきた。

	H 13 18 77 3 7 7 18 17 70 73 73 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 74 75 75 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76											
区分	期間 (年度)	各対策期間の基本的目標	計画樹立 状 況									
第1期対策	S40~46	産業基盤の整備及び生活環境の改善	27/27地域									
第2期対策	S47~53	地域の特性を活かした各種施策の実施	24/27地域									
第3期対策	S54~H2	若者を中心とする魅力ある環境整備と担い手育成	26/27地域									
新山村対策	H 3∼10	緑と花に囲まれた美しく活力ある地域社会づくり	27/27地域									
第5期対策	H11~16	交流施策、情報通信施策の拡充	7/27地域									
第6期対策	H17~26	豊かさを実感できる振興山村の実現	26/27地域									

山村振興対策の実施状況(第1期~第6期)

2 山村振興の今後の課題

(1) 地域の特性を生かした産業の振興

山村地域には急傾斜地が多く、農業生産を行っていくための条件が厳しいことや、 木材価格の低迷等により、農林業の担い手が減少していることから、農林業の生産 基盤の整備や地域の特性を活かした農産物の生産、加工・販売等による地域活性化 の取組が必要である。

山村地域の自立的発展を図るためには、特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興を図り、安定した雇用の確保と所得の増大を図ることが重要となってくる。

(2) 安全で快適な暮らしの環境づくり

生活環境の整備においては、一定の成果が見られているが、UIJターンや二地域 居住、田舎暮らしなどの機運を、若年層の定住に結びつけていくためには、生活環境の利便性や福祉の向上、さらには、より一層の都市と農村の交流促進が求められる。

(3) 個性あふれるふるさとづくり

人口減少や少子高齢化社会を迎え、地域活力が低下し、コミュニティの崩壊が危惧されており、住民が主体となり個性的で魅力ある地域づくりを進め、地域の活性化を図る必要がある。

また、農地や森林の荒廃等が進み、山村地域が持っている多面的な機能の低下や、野生鳥獣被害の増加等が問題となっており、適切な対応が求められている。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興の基本方針

これまでの振興山村地域の現状及び課題を踏まえ、山村地域の自立的発展を図るため、地域の特性を活かした地域づくりを支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備による定住促進等により、振興山村におけるコミュニティの維持、活性化を総合的に図っていく。

2 分野別の振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

①国道(県管理分)·県道·市町村道整備

振興山村地域における道路等交通体系は、第1期からの取組の中で一定の改善が図られているものの、依然として、低位な水準にある。

道路等交通体系を整備していくことは、生活に必要な各種サービスを維持し、効率的に提供していくために極めて重要であり、さらには、大規模災害時の救急救命活動や復旧支援活動のためにも、必要性がますます高まっている。

このため、「コンパクト+ネットワーク」の考え方にもとづき、地域拠点を連携する 道路整備を推進するとともに、道路の防災・減災対策や震災対策等についても推進を図 り、代替性が確保された道路ネットワークの形成に努める。

②生活バス路線等公共交通の確保

人口規模が小さく分散して居住している地区においては、地域のニーズと実際の公共 交通の運行がミスマッチし、バス路線の廃止・縮小等、地域における公共交通を取り巻 く環境は年々厳しさを増しており、通院や通学など住民生活を支える地域交通の維持・ 確保が極めて大きな課題となっている。

本県においては、平成26年4月に、「とちぎ生活交通ネットワークガイドライン」(栃木県生活交通対策協議会策定)を改定し、地域の課題に対応するための手法について新たに盛り込み、これまで以上に、地域に最適な輸送形態の選択や複数の輸送形態の組み合わせ等による効果的・効率的で持続可能な地域公共交通の形成を促進していくこととしている。

振興山村地域においても、当該ガイドラインに則り、各地域のニーズや交通需要の特性等を的確に把握し、関係機関と協議の上、各地域の実情に合った効率的な生活交通体系を確立していく。

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

情報通信技術については、県内の70%以上を占める広大な面積を持つ振興山村地域に おいて、保健・福祉・医療、教育等の各種行政サービスを効率的に提供する上で、大き な役割を果たすものである。

これまで、各振興山村地域において着実に情報通信インフラの整備を進めており、今後、方策について、生活環境の向上や、産業、文化、都市交流等の分野での活用による地域の自立・活性化等、様々な面で便益が最大に発揮されるよう、整備済のインフラの利活用等、各地域の実情に応じた施策を実施していく。

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

振興山村地域及びその周辺地域における農業は、傾斜地が多く狭小な耕地も多いことから、規模拡大が進みにくく、農道、集落道及び林道は、地理的条件の制約により整備水準が低位にある。

農林産物の流通の合理化、経営の近代化、集出荷体制の確立等により地域の活性化を図る上で、こうした条件は大きな障害となっており、また特に農林道については、地域住民の生活道路としての役割も果たしていることから、一層の整備を進めることが必要である。

このため、既設農林道の改良、舗装等を含めた農林道等の計画的な整備を進めるとともに、基幹的な農林道については必要に応じ県において代行事業で整備を進める。

また、振興山村を対象とした、農地、農業利水施設等の生産基盤の整備や経営基盤の 強化を計画的に進めるとともに、遊休農地を解消して担い手への集積を図るため、市町 村等が行う遊休農地解消対策に対しての支援を充実する。

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

①農業の経営近代化施策

振興山村地域では、地理的条件に起因して大型機械の導入や規模の拡大が難しく、農林産物への生産コスト高になってしまう傾向にある。また、国際化の進展に伴う輸入農作物の流入などの競争環境が激化する中で、農業者の高齢化により収穫物の出荷が難しくなってきていることなどから、生産者側の意欲の減退が懸念されるため、一層の生産コストの低減や特色ある高品質農産物の生産などが求められている。

このような状況の変化に対応し、競争力を一層高めるために低コスト・高品質を可能 とする生産基盤、生産技術、集出荷体制の確立を図るとともに、農業と食品産業との連 携を強化することによって県産品のブランド化を推進する。

また、地球温暖化や生物種の減少等の問題が顕在化する中、環境に配慮した農業を一層推進することが求められている。このため、環境保全型農業に、地球温暖化防止と生物多様性の維持・向上を加えた総合的な取組を「エコ農業とちぎ」として、その充実・発展を図る。

さらに、消費者の間では安全・安心な農産物の供給などを求める声が高まっていることから、農業生産工程管理(GAP)の実践やトレーサビリティの確立、食の安全・安心に関する普及啓発を促進する。

②林業の経営近代化施策

本県では 12 万 ha に及ぶ広大な民有人工林が順次成熟期を迎えつつあるものの、木材需要量については昭和 46 年をピークに、素材価格・製材品価格は昭和 50 年代半ばをピークにそれぞれ低下傾向にある。

このような状況の中、林業の持続的な発展と振興山村の活性化を図るため、森林の適正な管理と計画的・合理的な林業経営を推進するとともに、消費者に対しては、県産材普及のための啓発運動「とちぎ木の県推進運動」による県産材の需要拡大を図る。

また、きのこや山菜などの特用林産物の振興に関しては、安価な輸入品の増大や国内 産地間競争により価格が低迷しているため、生産施設の整備等による低コスト化や高品 質化を促進するとともに、県産きのこ等の良さなどを普及するイベントの開催、消費者 との連携や交流を促進することにより需要拡大を図る。

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

振興山村地域の自立促進を図るためには、地域の特性や地域資源を有効に活用し、既存の地域産業を発展させるとともに、創業や新分野進出を促進し、地域経済を活性化していくことが極めて重要である。

特に、山村地域の基幹産業である農業については、地域の特性を活かした農産物の振興を図るとともに、地域資源を活かした6次産業化や農商工連携の取組、さらには、グリーンツーリズムや、農林業体験等による都市と農村の交流の取組を推進する。

また、産学連携や農商工連携等による垣根を越えたアイディアを結集し、新たな地域 産品や商品デザインの開発を進め、商品の差別化・高付加価値化を図り、商品イメージ の向上やブランド化を推進する。

伝統工芸品等については、技術・技法の伝承を図るとともに、後継者の育成に努める。

(6) 文教施策に関する基本的事項

①文化の振興

地域文化は、地域の特色を表すとともに地域のアイデンティティを形成し、地域住民が自らの地域に誇りと愛着を持つ契機となり、個性的で多様な地域づくりを支える重要な柱の一つである。振興山村地域においても、残された貴重な伝統文化、歴史、芸能の保存を図るとともに、地域文化の振興をとおして、住民が自信、誇り、愛着を保持・創出できるような個性的で魅力ある地域づくりの推進に努める。

②教育の振興

教育については、振興山村地域の活性化に寄与するよう、生涯学習を推進し、住民の学習の機会の充実や、学びを通じた住民同士の交流、学習の成果を活かした地域活動等の促進を図っていく。また、学校の老朽化が進んでいることや、小規模校が存在することから、こうした状況も配慮した対策を行っていく。

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

①医療の確保

医療の確保については、医療機関の絶対数の不足や医師の高齢化等による診療所の廃止、更には深刻な医師・看護師不足など、医療提供体制に対する不安は大きいものがあるため、本県においては、へき地医療支援機構の助言・調整の下、巡回診療事業等を実施するとともに、へき地診療所やへき地医療拠点病院の施設・設備の充実を図るなど、へき地医療提供体制の維持・確保に努めていく。

②児童・障害者福祉の向上及び増進

次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るため、社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを生み育てられるよう、地域の実情に応じた幼児期の教育や保育の充実等の環境整備をはじめとして、妊娠・出産・子育て支援を行う市町の支援や母子保健医療対策の充実、児童健全育成活動の促進等による子どもの健全育成等、各種施策を積極的に推進する。

また、障害者の自立と社会参加を実現するため、各種施策を積極的に推進していく。 障害福祉サービスの格差の解消を図るため、多様なサービスを効果的に結び付ける相談 支援体制の強化や地域自立支援協議会等での具体的な検討と関係機関の連携、さらには、 市町を越えた広域的連携の強化を促進していく。

③生活環境の整備

上水道及び生活排水処理施設の生活環境インフラについては、重要な山村振興対策の柱の一つとして整備に取り組んでいるが、地域的な制約等により、一部整備が進んでいない地区もあることから、今後は、地域の実情に応じた施設の整備やその維持管理方策について、より計画的・効率的に対応していく。

④消防防災施設・体制の整備

振興山村地域における消防ポンプ車、防火水槽等の設備は徐々に整備されつつあるが、 消防団員の高齢化や昼間災害時の人的不足等による消防力の低下が懸念されている。こ のため、各種補助制度の活用による消防設備の整備や消防団員の確保等の人的充実等、 消防力の向上を支援する。

また、災害、交通事故、急病等の緊急時の要請に迅速に対応するため、救急救命士の育成、更にヘリコプターによる救急搬送等、救急業務の高度化の推進に努める。

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

①総合的な支援

振興山村地域においては、高齢化率が高いこともあり、高齢者一人ひとりが安心して 住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、高齢者を支える仕組みを創っていくこと が重要である。

本県においては、平成27年3月に栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(六期計画)」を策定し、生きがいづくりや介護予防・日常生活支援、介護サービスの充実などの様々な高齢者支援施策を計画的、総合的に展開していく。

②介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの介護サービスの充実や、高齢者向け住宅(改良)の普及、人材の育成・確保に努める。

また、施設サービスが必要な高齢者のための特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等については、地域の実情に配慮し、市町と十分調整を図りながら計画的に整備を促進していく。

さらに、一人暮らし・夫婦のみ世帯の高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、見守り活動やサロンづくりなどを支援するとともに、地域包括支援センターや市町社会福祉協議会等のコーディネートにより、自治会、住民ボランティア、医療機関、介護サービス事業者等のネットワークを構築し、地域における支え合いの推進を図る。

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

振興山村地域においては、本格的な人口減少や少子高齢化により、集落機能の維持は もとより、地域活力の一層の低下が懸念される。

このため、地域社会の基礎単位としての諸機能を保持できるよう、「小さな拠点」の 形成等の施策を推進し、住民の日常生活に必要な生活環境の整備、医療の確保、基幹集 落との交通通信環境の改善などを促進していく。

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

①自然環境の保全

森林は国土保全機能の発揮など公益性を有する社会共通の財産であり、その維持増進のためには、適時適切な森林の整備が不可欠となっているが、木材価格の低迷等に起因した林業採算性の悪化から、森林所有者自らによる森林整備が進められず、良好な自然環境の保全が困難となっている。

このことから、人と自然が共生する社会の実現に向け、各地域の特性に応じて、自然 公園の適正な管理等総合的な自然環境保全対策を推進するとともに、湿地や里山等の保 全対策や、シカ、サル、クマ等の野生鳥獣の保護管理を推進する。

さらに、このような自然の保全を進めるにあたり、多くの県民の理解や協力を得て進めていくことが必要であることから、自然観察会の開催や自然ふれあい活動指導者の養成等により自然とのふれあい活動等の実施を支援する。

②砂防、治山対策

山間地域は急傾斜地が多く脆弱な地盤であることから、地震、豪雨、豪雪等により地 すべりや山腹崩壊等の土砂災害の危険がある。これらを未然に防止するため、地すべり の滑動を抑える抑制工等の整備や、斜面を安定させる法枠工等の整備を進める。

また、要配慮者利用施設のある箇所及び公的建築物等を保全するとともに、生活や産業活動等を支える重要な道路などのライフライン沿線にある土砂災害危険箇所の整備を図る。

治山対策については、荒廃山地の復旧や山地災害の未然防止を図るため、地域の特性 に応じた防災施設の整備を進めるとともに、山村集落周辺の森林にあっては、水源かん 養機能や防災機能を高めるため、森林整備を一体的に推進する。

③境界情報の保全

山村地域においては、森林所有者の高齢化や不在村化により、土地の境界を把握する者が減少しているとともに、従来境界として相互に承認されてきた目印が失われつつあることから、土地境界の不明確化が進行している。

このため、土地の所在や境界を明確にし、適切な森林管理が行われるよう地籍調査を推進する。

(11) 交流施策に関する基本的事項

振興山村地域は、食糧供給や国土保全といった役割のみならず、新たなライフスタイルを実現する場としての存在価値が注目されていることから、豊かな自然環境、美しい景観、固有の伝統文化、歴史遺産、生活様式等の地域資源を活用し、都市部を含めた他地域との交流を促進することは、農林業、地場産業の振興、地域内では気付いていない魅力的な資源の発掘等、地域発展の機会を創出し、地域住民の暮らしに活気や生きがいをもたらすなど、重要な地域活性化策の一つとなっている。

このため、交通通信基盤等の整備・利活用を図りながら、UIJターンや二地域居住をはじめ、体験型・滞在型観光の展開や、他地域との協力・連携体制の構築・拡充など、地域間交流・連携を積極的に拡大していく。

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

①農用地等の保全

農用地は農作物の生産の場のみならず、水源かん養や景観形成等の多面的機能を有しているものの、農山村地域の過疎化や農業従事者の高齢化・減少に伴い農用地の保全が難しくなってきている。

荒廃した農地は、鳥獣害、病虫害、土砂崩れ等の被害の原因となるおそれもあり、農用地の保全対策として、農業従事者の確保や育成はもとより、地域住民及び都市部住民のボランティアとの連携を強化するなど、多様な主体による農村サポートシステムの構築を進めていく。

②森林の保全

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源としての森林の役割が認識されるにつれ、木材利用への関心や必要性が高まっている。また、林業経営の採算性の悪化により、適正な森林の管理が難しくなる中、森林や身近な緑など貴重な「とちぎのみどり」を次世代に引き継いでいくためには、森林管理の中核的担い手である森林組合の組織体制の強化を図るとともに、県民共有の財産として社会全体で支えることが必要となっている。このため、森林の恩恵を受けている県民一人ひとりが、森林環境の保全に参加できる仕組を構築するとともに、森林所有者やボランティア等の理解と協力のもと、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、森林の整備保全を推進する。

(13) 担い手施策に関する基本的事項

①農林業の担い手の確保及び育成

本県においては、農林業就業人口の減少や高齢化が進展する中、担い手の確保が十分でない状況にある。

農林業の担い手の確保や環境等に配慮した生産者の育成を図るため、農業分野においては、経営感覚に優れた意欲ある農業者を認定農業者として確保し、規模拡大等による経営改善の取組を支援する。また、兼業農家の多い地域や高齢化が進行し担い手の不足するような地域において、集落営農組織の育成と法人化を推進する。

林業分野においては、中核となる林業従事者の養成や林業事業体の生産性の向上や雇用管理体制の改善を図り林業従事者の確保に努め、研修制度の確立や高性能林業機械の導入促進、オペレーターの養成を通して担い手の育成強化を図る。

②多様な人材の確保

新規就農者のうち、他産業従事後就農(Uターン就農)及び非農家からの新規参入の割合が8割を超えており、また、40歳以上の中高年就農者が全体の3分の1を占めている。

こうした新規就農者が円滑に就農できるような支援体制の充実が必要であることから、県・市町村・関係機関が連携し、Uターン就農や非農家からの新規参入などの円滑な就農を支援する。

特に、栃木県農業振興公社等関係機関においては、就農に関する情報提供・相談活動及び青年就農給付金の活用等の支援を行う。また、農業大学校においては、青年等に対する実践的教育を通した農業者の養成を行うとともに、Uターン就農や新規参入者、定年帰農者に対する農業の基礎知識・技術習得のための研修を進める。

また、担い手が不足する地域においては、集落営農の組織化・法人化を支援する。

さらに、林業の新規参入者に対しては、基本的な研修を実施し、即戦力となる人材の 育成を図るとともに、高性能林業機械の操作技術などの専門研修を実施し、森林整備の 中核的なリーダーを育成する。

③農山村における男女共同参画の促進

21世紀の栃木県農林業の持続的な発展を図り、豊かで活力ある開かれた農業・農山村を実現するためには、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、農林業及び農山村の担い手として、その個性と能力を十分に発揮できる環境条件を整えていく必要がある。

とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの実現に向け、男女共同参画意識の醸成、女性の農業技術・経営管理能力の向上、農山村女性組織の自主的活動の支援等、農業経営や地域社会への一層の参画を可能とする条件整備を推進する。

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

野生鳥獣による被害は、生息環境の変化や過疎化、耕作放棄地の増加等に伴い年々深刻化している。

農林業被害の防止を図るため、市町村被害防止計画等に基づく、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策を支援する。

(15) その他施策

人口減少時代・少子高齢化社会を迎え、地域の活力が低下している。また、地域への 誇りや愛着が希薄化し、コミュニティの崩壊が危惧されているところであり、これから の地域づくりにおいては、住民が主体となり、独自の地域づくりを進めることが重要で ある。

このため、個々の地域において地域の活性化を図っていくために、住民協働のもと、独自の地域資源を活用した地域づくりを進め、県内の市町村間、あるいは県域を越えた広域的な連携につなげていく。

Ⅳ 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である重点戦略(平成 28 年 2 月)を策定し、各種施策を推進し、地域の活性化等に取り組んでいく。

本県の振興山村地域を有する3市町が過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)に基づく過疎地域にも指定されており、栃木県過疎地域自立促進方針及び同計画が 策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの県方針や関係市町の計画等に基づき、様々な施策を推進していく。

振興山村地域に指定されている県内市町位置図 (平成27年4月1日現在)市町数:7市4町



過疎地域に指定されている県内市町位置図 (平成27年4月1日現在)市町数:1市2町

豪雪地帯に指定されている県内市町位置図 (平成27年4月1日現在)市町数:2市1町



